

令和2年度 医薬品販売制度における法令遵守に向けた都道府県業務主管課との連携した取り組みについて(全国版)

都道府県		業務主管課情報			業務主管課とのやり取りを受けて、		
No.	都道府県名	対応日	担当課	情報共有内容	やり取りの内容	薬剤師会の対応	備考
1	北海道	1月15日	医務業務課	主な調査事項毎の対象薬局数及び不遵守項目があった薬局数等の情報について	「道内の調査対象薬局における不遵守項目のあった施設数及びその割合を確認したい」と依頼し左記の情報を共有してもらった。	○道庁からの情報を各エリアの薬局業務委員会委員へ情報を提供した。 ○道内において全国平均より遵守状況が低い項目が見られることから、次年度以降、北海道独自の自己点検表の作成が可能であれば、この部分について重点的に対応することを検討する。	○道庁担当課に個別薬局のデータ閲覧を依頼したが、厚生労働省から個別薬局の調査結果は非公表のため取扱注意とされており、また、開示請求しても個人情報のため開示されないデータであることから閲覧を拒まれた。このため、次年度以降、本件に係る取組み方法について変更等の検討が必要と思われる。 ○道内の調査対象232件のうち、薬局は39件(16.8%)であることから、全体の遵守率を高めるためには、日本チェーンドラッグストア協会や日本登録販売者協会等と連携し取り組む必要があると思われる。
2	青森県	2月16日	医療業務課	実態把握調査で不遵守があった薬局数及び不遵守項目について	県内の不遵守施設数及び個別情報等の開示について確認と来年度から毎年開催予定の医薬品販売制度についての研修会への協力と講師派遣依頼について協議を行った。主管課の意見として会員の従事する薬局以外の不遵守項目も見受けられるため、薬剤師会主体で啓発、改善できるような対策をお願いしたい。	不遵守項目の個別情報開示について要確認という回答。来年度からの医薬品販売制度研修会の対象を会員の従事する薬局、その他薬局、登録販売者へ拡大して開催予定。	不遵守施設すべてに、保健所が立ち入り指導を行っている。
3	岩手県	11月26日	岩手県保健福祉部健康国保課業務担当	実態把握調査で不適項目があった県内の薬局数及び調査結果概要について	「本県分の調査結果を共有したい」旨を伝え、左記の情報を提供いただいた(調査対象となった薬局等が特定できる情報については情報を得られなかった)。全国的に順守率が低い事項等を中心に、会員薬局へ周知してほしい旨要望された。	12/7(月)に会員薬局に対して、当該調査における県内薬局の不適項目を紹介するとともに、県からの要請事項(「当該調査結果を踏まえた岩手県からのお願い」)を伝達したうえで、国民の安全・安心な医薬品の使用のためには、医薬品販売制度に則り、専門家としての薬剤師の関与と適切な提供体制が不可欠であることを訴求し、薬剤師法その他関連法令等を遵守した業務の遂行をFAXで呼びかけた。 また、同様の内容について、当会誌(1月末発行予定)に掲載することとした。	
4	宮城県	12月22日	業務課	実態把握調査で不遵守項目の薬局の立入調査(確認)の結果について	・厚労省の調査に基づく実地への立入は1月にかけて各保健所にて実施しているところで、とりまとめて県業への情報提供が可能になるのは2月以降となる。 ・例年の立入の実状は厚労省による実態調査の結果と異なる傾向が強く、大部分のケースでは販売業務が適正に遂行されていることが確認できている。問題がみられることはゼロではないが軽微な指摘が片手の指で足りる程度にとどまり、今年度の立入も同様と見込まれる。併せて、県業会報誌(令和2年11月号「業務課だより」)にて一般用医薬品販売についての情報提供と注意喚起は実施済。 薬剤師会と県業務課間にて上記について情報を共有し確認した。	・立入の状況については2月に業務課より情報提供を受ける予定。 →令和2年度の立入結果について業務課より情報提供。概ね良好であり適正な販売業務であったとの結果。 ・立入の結果、特段の事象がある場合には、業務課と調整してその内容を一般化し、会員に注意喚起を促すためのケースとして利用する。当該薬局が会員である場合には、必要に応じて業務是正の支援を、地区薬剤師会の協力も得て行う。 ・業務課と情報を共有し、今後もホームページ・会報誌などで医薬品販売制度について周知していく。	
5	秋田県	11月30日	秋田県医務薬事課	不遵守項目があった薬局数:1(県内で薬局をいくつか開設)	第1類医薬品販売時に口頭のみで情報提供し、文書を交付しなかった。	会長及び担当役員へ内容を報告。日薬の自己点検表を再度周知することにした。 薬局勤務の登録販売者には一般用医薬品の販売制度について日薬自己点検表を用いて復習をお願いした。	以前は掲示物が確認できないの不遵守項目が多かったが、今はそれほどでもなく改善傾向にあると思われた。
		3月23日	秋田市保健所保健総務課	不遵守項目があった薬局数:6(県内で薬局をいくつか開設)	①第1類医薬品販売時に口頭のみで情報提供し、文書を交付しなかった。(2件) ②再質問の問いかけなし。(1件) ③その他は軽微又は確認できないものもあった。 ④今回の調査に限らず、情報提供薬剤師が氏名のみ伝え、連絡先・薬局名称を伝えていない例もある。レント等に印字の電話番号、薬局名を患者の前でマークする等、直ぐに改善できることもある。	同上	文書による指導に不適があると、スイッチに影響すると思われ、行政も同じ認識であった。
6	山形県	2月5日	健康福祉企画課業務・感染症対策室	実態把握調査で遵守率の悪かった項目とその薬局数	「会員薬局における不遵守項目を確認し、遵守できるように情報提供等の支援をしたい」旨お話しして左記情報を共有させていただくことになった。	今後、各薬局に対して情報提供予定。先に行った自己点検を参考に不遵守項目がなくなるよう個別の対応も視野に入れて検討中。	
7	福島県	2月2日	業務課	・実態把握調査で不遵守項目があった薬局数についての情報提供 ・不遵守項目があった薬局に対する指導内容及び指導方法 ・県業での取組み内容に関する情報提供	・一般用医薬品に係る薬物乱用者に関する情報は県に通報されることはほぼない。 ・偽造処方箋や向精神薬の多量取得者等の情報は県と薬剤師会間で連携がとれているが、一般用医薬品による薬物乱用については情報を入手するが困難である。 ・薬局(薬剤師及び登録販売者)が法令を遵守し、適切な販売が大前提であるが、薬局においても薬物乱用者の識別は困難である。	・薬局で得た情報を業務課に提供するなど、偽造処方や向精神薬入手のための重複受診者の情報共有以外にも、一般用医薬品による薬物乱用者に関する情報共有のスキームを検討する。 ・実態把握調査の継続と会員への意識付けを行う。 ・保険薬局や薬局、ドラッグストアなど横のつながりを強化するための対策を検討する。	・医薬品販売制度の法令遵守に向けた啓発活動を年間をとおして実施し、薬局内での意識付けが必要 ・毎年の実態把握調査は継続していく必要がある。
8	茨城県	12月24日	業務課	実態把握調査などの結果について	医薬品販売制度の遵守について、薬局や店舗販売業関係者に対し、継続的に周知徹底を図っていく必要がある旨	例年、県業務課と県薬剤師会が共催で、薬局・店舗販売業関係者を対象に開催している「薬事関係研修会」において、周知啓発を行うこととした。	
9	栃木県	12月17日	業務課	実態把握調査で不遵守率が20%を超える項目及び関連した取り組み事例について	県内における不遵守率が20%を超える項目をもとに、会員の従事する薬局で徹底していくための方策についての確認	会員薬局へ法令遵守に向けた取り組みについて通知し、参考資料として「濫用等の恐れのある医薬品」の適正使用に向けた販売者向けのガイドラインと関係団体等に向けた提言」を添付した。また、医薬品販売制度に関する資料(掲示物の例)は、日本薬剤師会ホームページを案内した。	
10	群馬県	12月17日	群馬県健康福祉部業務課	医薬品販売制度実態把握調査において、群馬県で特に注意が必要な事項を多い順にご教示いただいた。	先日実施した群馬県薬剤師会の「自己点検」の結果を共有し、群馬県の特に注意すべき点をご教示いただいた。	ご指摘いただいた点を12月17日のOTC検討委員会一般用医薬品研修部会にて共有し、ホームページ等を通じて会員に注意喚起していく。	群馬県は、「濫用等のおそれのある医薬品を複数個購入する旨を伝えたところ、質問等されずに購入できた。」「第1類医薬品を購入したところ、情報提供された内容を理解したかどうかの確認がなかった。」「指定第2類医薬品に関する注意喚起がなかった。」「医薬品が区分ごとに陳列されていなかった。」「従事者の名札による専門家の区別ができなかった。」「第1類医薬品について、文書を用いて情報提供がなかった。」等が多かったとご指摘いただいたので改善に向けて啓発していく。

令和2年度 医薬品販売制度における法令遵守に向けた都道府県業務主管課との連携した取り組みについて(全国版)

都道府県		業務主管課情報			業務主管課とのやり取りを受けて、		備考
No.	都道府県名	対応日	担当課	情報共有内容	やり取りの内容	薬剤師会の対応	
11	埼玉県	11月30日	薬務課	県が実施した実態調査の結果店舗販売における調査対象施設数及び違反施設数(保健所別) 特定販売における調査対象施設数及び違反施設数(保健所別)	埼玉県が行った実態調査の結果について、情報提供の可否を相談。非会員を含む保健所ごとの情報(左記)が提供された。	法令遵守の徹底について、会員へ周知するべく、本会会長あてに文書の発出を薬務課へ依頼。県発出の文書を受け、薬務課の情報を地域薬剤師会へ情報提供するとともに、法令遵守の徹底を強く促した。	情報を共有できたのは、不遵守項目があった延べ施設数。個別の薬局情報は「提供不可」であったため、具体的な個別対応には至らなかった。
12	千葉県						薬務課から別添資料しか頂けませんでした。その資料を地域薬剤師会代表者会議にてお示して法令の遵守徹底を行った。
13	東京都	12月3日	薬務課	東京都より委託を受けて毎年実施している自主点検結果を報告	実態調査結果を情報共有することは不可能であり、東京23区と2市に関しては東京都薬務課で結果を知らされない。実態調査結果でなく、自主点検結果をもとに地区薬剤師会と区市薬務主幹との話し合いに関しては当会より開催をお願いしているところである。	例年の通り、自主点検の実施と結果をもって地区薬剤師会に各区市町村薬務との話し合いの開催を再度要請すると共に、実態調査結果も踏まえて薬務よりの意見をお聞きするように勧める。	
14	神奈川県	12月8日	薬務課	不遵守項目があった薬局の情報は提供できない。	薬剤師会として連携協力できることがあれば対応したいので情報共有できるものがあれば共有させていただきたい。	不遵守項目があった薬局への個別の対応は困難であるが、薬局への啓発・指導で活用できるよう共通する不遵守項目や傾向について県からの情報提供を求めると継続して協議していきたい。	
15	新潟県	12月16日	薬事課薬事指導係	1.実態把握調査で不遵守項目があった薬局等への立ち入り検査の実施状況、県内の薬局等の法令遵守の状況 2.当会が実施している法令遵守に関する取り組みの紹介	1.具体的な薬局名等の情報は取り扱い注意の情報なので、提供することはできない。立ち入り調査での大まかな感想としては、県内では、重大な違反事例は見受けられず、法令遵守されている傾向はあり、差しあたって重点的に指導をしなければいけない事項もないと考えている。 2.医薬品販売制度対応に関する自己点検を実施した結果や医薬品販売制度に関する啓発資料等について紹介した。	県内の法令遵守状況をお聞きして、薬局の対応は、おおそ適正にされていると推察された。従って、当会では、個別の薬局への対応はせず、自己点検の集計結果を参考に、特に気を付けなければならない項目の対応方法を会員にメールや会報誌などで啓発する予定。	覆面調査の結果が、県の立ち入り調査の結果と一致しないこともあるとのこと。
16	富山県	1月15日	くすり政策課	令和元年度医薬品販売制度実態把握調査結果	富山県の不遵守項目があった薬局数および個々の薬局の情報については、県から情報提供できない。 県内の登録販売者の研修会で、くすり政策課の職員が全国調査の結果について、概要を説明しているとのことであった。	県薬剤師会の研修会開催に合わせて、くすり政策課職員を講師として、医薬品販売制度の法令遵守について会員への周知を計画する。	不遵守項目等の具体的な例示をしていたきたいと要望したが、個々の事例に関しては情報公開できないとのことであり、対応策の検討まではできなかった。
17	石川県	9月15日	薬事衛生課	実態把握調査で不遵守項目があった薬局数及びその事例	実態把握調査で不遵守事項があった薬局数及びその事例について情報提供を受けた。通知受領後薬事衛生課に架電し、今後の対応について確認を行った。不遵守項目のあった薬局については個別に県内保健所による実地検査が行われることを確認し、不遵守の多い項目について県から会員への周知依頼があった際には協力することとした。	不遵守の多い項目について県から会員への周知依頼があった際には協力を行う。	
18	福井県	1月7日	健康福祉部 医薬食品・衛生課	実態把握調査で不遵守項目があった薬局数について	左記の情報提供を受け、実際に不遵守であった薬局があったものの、県がR2.12.28までに改善されていることを確認済であると共有した。	日薬の自己点検表を活用して、必要に応じた改善を実施することで、全薬局が医薬品販売制度を遵守し適正に対応するよう、改めて会員薬局に文書を発信した。	
19	山梨県	12月7日	衛生薬務課	実態把握調査での不遵守項目のあった薬局数の確認及びその情報	実態調査における不遵守項目を確認し、その結果により対応を協議したい旨の申し入れを行った(薬局名の公表は厚生労働省へ確認したが不可との回答)。	薬局A会員に対し注意喚起文書を発出(日薬の自主点検票を)活用し、今一度薬剤師、薬局としての業務の見直しを依頼)。	山梨としては、不遵守項目もすぐに改善できる内容であると判断できたので、個別対応ではなく全体への注意喚起文書の発出とした。
20	長野県	12月17日	薬事管理課	実態調査での不遵守項目等の情報について	実態調査での個別薬局ごとの不遵守項目等について、県内の状況、指導内容等について情報提供を依頼した。	実態調査に関する本県の状況(不遵守項目、指導内容等)について、県薬事管理課と連携し、本会主催研修会や本会会報誌等を通じた情報共有等を行うことを検討する。	個別薬局ごとの情報は公表できないとのこと。
21	岐阜県	12月11日	薬務水道課	実態把握調査で不遵守項目があった薬局等の情報について	行政の対応方針の確認及び会員薬局等の不遵守項目の内容に関する情報提供の依頼とともに、県薬剤師会として遵守徹底のために連携して対応していくことを確認した。	実態調査結果のうち、本県分の結果について文書による情報提供を受け、会員に会報誌(令和3年2月号)等で周知して法令遵守の取り組みの徹底を呼びかけていく。	行政による個別の監視指導が実施されていること、及び不遵守項目があったとされた個別の薬局の情報の提供を受けることは困難なことから、個別に薬局と点検や指導を行うことはできない。また、毎年コンプライアンス研修の研修のなかでも徹底を図っていく。
22	静岡県	12月11日	薬事課	実態把握調査結果に基づく情報の共有について	医薬品販売制度における法令遵守の状況および不適施設への保健所の立入指導の状況について講義を依頼した。	2/21県薬開催の「要指導医薬品・一般用医薬品販売に関する講習会」の講師として招聘する。	
23	愛知県	11月27日	医薬安全課	実態把握調査の県内状況並びに令和2年9月11日付け厚生労働省事務連絡に基づく愛知県の調査方法及び調査結果について	実態把握調査の県内状況について情報提供を求めるとともに、令和2年9月11日付け厚生労働省事務連絡に基づく愛知県の調査方法等について確認し調査結果の概要の提供を依頼した。 また、実態把握調査及び愛知県の調査結果に基づき本会と愛知県の共催で会員薬局向けに「医薬品販売制度における法令遵守等に関する研修会」を開催することについて協議を行い、了解を得た。	実態把握調査の県内状況及び愛知県の調査結果の提供を受けて県内の状況を把握した上で、愛知県と共催で開催する研修会における具体的な法令遵守に向けた取り組み方を協議することとした。 また、「研修会」の日程等を協議し、令和3年3月28日(日)に開催することとした(愛知県了解済み)。	
		1月8日	医薬安全課	令和2年9月11日付け厚生労働省事務連絡に基づく愛知県の調査結果について	各保健所の実施した調査結果の報告期限が1月8日であることから調査結果の概要について提供を求めたが、コロナ禍において各保健所の薬事担当者はコロナ感染対策を主体となって実施していることから「ほとんど調査が実施できない状況」である旨の報告を受けた。 また、「研修会」の開催については、WEB開催の検討を行うが現時点では予定どおり開催することで合意した。	愛知県の調査が十分に実施できないのはコロナ感染対応であることから止むを得ないため、「研修会」は、愛知県の担当者からこれまでの監視指導事例等を踏まえて個別具体的な改善策をご指導いただくこととし、県薬としてもこれまでの濫用の恐れのある一般用医薬品の適正販売に関する取り組み(適正販売を促すカードの設置、対象医薬品リストの作成等)を再周知するなど適正販売に関する周知徹底を図ることとした。	令和3年度には愛知県薬剤師会事業として会員薬局を対象に「地域医薬品適正使用推進研修会(仮称)」の開催を検討しています。また、研修会用コンテンツDVD作成や医薬品適正使用のため薬局販売時に購入者に対しiPad等の情報端末を活用してタッチパネル形式で質問項目毎に確認ボタンを押してもらい確認データを保存できさらに販売記録も保存できる資料の作成の検討を計画しています。
24	三重県	12月15日	薬務感染症対策課	実態把握調査で不遵守項目のあった薬局数及びその内容の情報について	・左記の内容についての情報提供を依頼		
		1月19日	薬務感染症対策課	実態把握調査で不遵守項目のあった薬局数及びその内容の情報について	・左記の内容について担当課から説明を受けるとともに、指導内容について情報を共有	・不遵守事項について指導内容を確認するとともに、その情報を入手した ・担当課に必要な指導を依頼	
		1月20日				・会員薬局に担当課から提供のあった情報を通知するとともに、適正な医薬品販売の徹底と自己点検を実施するように依頼 ・当会ホームページにも掲載し、注意喚起	

令和2年度 医薬品販売制度における法令遵守に向けた都道府県薬務主管課との連携した取り組みについて(全国版)

都道府県		薬務主管課情報			薬務主管課とのやり取りを受けて、		備考
No.	都道府県名	対応日	担当課	情報共有内容	やり取りの内容	薬剤師会の対応	
25	滋賀県	12月1日	薬務課		薬務課に不遵守の項目が確認された薬局及び不遵守項目等の情報提供を求めた。薬務課から県民情報室に情報開示について確認を行ったが不可であった。	1) 会員薬局へ一斉同報を配信し、滋賀県独自で令和2年度医薬品販売実態把握調査と医薬品販売制度に関する自己点検の実施について周知を行った。 2) 医薬品販売制度の法令を遵守できていない薬局を個別に指導するのではなく、担当委員会の委員が各地域薬剤師会の例会等で以下について伝達を行うこととした。 ① 遵守率の低い「店舗販売において濫用のおそれのある品目を複数購入しようとした場合の対応」に関し、販売時に注意喚起しやすいように濫用等のおそれのある医薬品の具体的な商品名をリスト化し周知 ② 医薬品販売制度実態把握調査における指摘事項の周知 ＜薬局、店舗において＞ ① リスク区分別の陳列 ② 名札の着用 ③ 掲示物の不備(リスク区分、情報提供等) ④ 要指導医薬品 販売時の本人確認 ⑤ 文書を用いた情報提供 ⑥ 説明に対する理解の確認 ＜ネット販売において＞ ① 情報提供を行った者の資格 ② 濫用のおそれのある医薬品に関する購入者への確認	
26	京都府	12月9日	薬務課	府薬務課では保健所に不適店舗への立入指導を依頼しており、薬剤師会に個別情報を提供することはできない。	9月11日付け厚生労働省調査結果通知を受け、府薬務課は9月17日付けで薬剤師会に販売ルールの徹底を通知している。この通知を根拠に、会員あて適正販売を呼びかけてほしい。	当会会長から12月25日付けで会員の薬局・店舗販売業に対して、「濫用のおそれのある医薬品」に係る販売ルールの遵守を文書通知した。	
27	大阪府	1月13日	健康医療部生活衛生室薬務課 医薬品流通グループ	実態把握調査で不遵守項目があった薬局への対応について	対象となる薬局への指導手順と配布資料を提供いただいた。	地域薬剤師会へ薬務課実施の指導状況について情報提供するとともに、地域薬剤師会としての会員薬局への法令遵守に向けた指導・情報提供への協力依頼を行った。	
28	兵庫県	1月24日	薬務課	不遵守項目のあった薬局のリスト存在 指導済・報告済の旨について	不遵守項目の確認。	今後、薬局の事例を共有次第、自己点検表を活用しながら各薬局と対応予定。	
29	奈良県	1月20日	薬務課	実態調査の内容について、実際の薬事監視の際の状況について共有	薬剤師会の会員に対しての不遵守項目に関する指導の状況報告と、今後の薬事監視に対しての重点事項についてすり合わせていく。	薬剤師会主催の講習会・研修会にて、特に濫用のある医薬品に関して講義、講演をしていく。	現在、薬務主管課については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染防止及び予防接種に係る業務が満載しており、当面は研修会等の開催は難しい。
30	和歌山県	11月28日	薬務課	実態把握調査結果で不遵守項目があった内容について	「県薬として日薬の自己点検等を実施し、法令遵守に努めているが、文書だけでなく、調査結果や県の状況について広く周知し、再度認識を改める機会を作りたい」と申し入れた。	例年参加人数の多い研修会にて、薬務課の枠を設け、薬務課より多くの薬剤師に向け情報発信することとなった。	3月実施予定
		1月13日	薬務課	実態把握調査結果で不遵守項目があった内容について	「医薬品の販売制度では、薬剤師だけでなく、登録販売者も業務を行っていることから、登録販売者に対しても周知する必要があると考えるが、いかがであるか」と提案した。	薬剤師会主催の登録販売者の外部研修会において、薬務課の枠を設け、薬務課より登録販売者に向け情報発信、販売制度の確認を実施することとなった。	2月実施予定
31	鳥取県	12月7日	医療・保険課	日薬から依頼のあった法令順守にむけた取組の連携について、説明協力依頼した上、今年度の実態把握調査のアンケート調査結果(集計)について情報共有した。	会員薬局への調査結果などについて、できる範囲の情報提供をさせていただく。	不遵守項目があった薬局はなかったため、特別な対応をとっていない。	
32	島根県	12月4日	薬事衛生課	県から個々の薬局等の状況についての情報提供は、困難であるとの感触であった。(法人情報、個人情報に該当するので公開できない。)	島根県薬剤師会としては、法令遵守に向けた文書を発出する予定としており、「本県の実態調査結果」及び「県のコメント」も併せて掲載したいので、提供して頂くよう依頼する。県からは依頼文を提出して欲しいとの事。	左欄に記した情報を県から提供して頂いた。それを基に文書を作成し、同様な不遵守項目があれば改善するよう薬局等へ周知した。	個々の薬局等を指導するのは行政の役割であって、薬剤師会が実施すべき事柄ではないと考える。また、日薬で作成された例示は、左欄に記した「情報共有内容」とおり提供してもらうのは困難。
33	岡山県	2月9日	医薬安全課	公表されている調査結果における岡山県の現況と傾向について	調査で不遵守の項目が確認された薬局等について、個別の確認を行ったが、改善されていることが確認できている。特に、各薬局・店舗で「濫用品目を複数購入しようとした場合の対応」等については、どの店舗でも心得ていただきたいし、意識を改め取り組んでいただきたい。	本会では、日薬の自己点検表を今後も活用すると共に、本機会をよい機会と捉え、地域薬剤師会に周知し、薬局・店舗販売業へ一層お声掛けし、医薬品販売制度における最低限の法令遵守ができるよう取り組む。	薬局の医薬品販売制度に則った対応が、スイッチ化につながると考える。今後も継続して、情報交換を医薬安全課と行っていく。
34	広島県	11月30日	薬務課	実態把握調査で不遵守項目があった薬局数及びその薬局の情報について確認	薬局数については、「医薬品販売制度実態把握調査」の結果と同じ薬局数の回答があったが、個別の薬局名については上司と相談したが、情報提供できないとの回答。	日薬の自己点検表を活用し各薬局での点検を依頼した。薬務課に対しては、実態把握調査で不遵守項目のあった施設への監視指導結果について後日確認することとした。	
		1月25日		実態把握調査で不遵守項目のあった施設への監視指導結果	遵守項目のあった全ての薬局への監視指導を行った。不遵守項目について薬局へ説明するとともに確認を行った。		
35	山口県	12月5日	薬務課	実態把握調査で不遵守項目があった薬局からの問い合わせについて	「濫用等のおそれがある医薬品、指定6成分を含む医薬品」は購入者の手に届かないところに陳列しないといけないのか。必須かどうか意見を伺った。	薬務課からの情報を地域薬剤師会と、12/5研修会に参加していた薬剤師に提供。「購入者の手の届かないところに陳列する」と自己点検表に載せた意図を説明し、より一層薬局での法令遵守の徹底をお願いした。	
36	徳島県	3月31日	薬務課	実態把握調査対象となった薬局軒数および不遵守項目があった薬局数、その情報について	「会員の従事する薬局における不遵守項目を確認し、どのように遵守できていないのか等を個別に確認したい」とお話し、左記の情報を共有してもらった。しかしながら、調査対象となった薬局名、不遵守項目のあった薬局名、不遵守項目は開示できないとの回答であった。	薬局情報の開示がなかったが、会務の際に薬務課の情報を支部へ情報を提供し、各薬局に対しては、日薬の自己点検表を活用しながら、各店舗ごとに実地点検をしていただくこととした。薬局による主観と客観の認識のすり合わせを行った。	
37	香川県	12月1日	薬務感染症対策課	不適正な薬局について県では把握している。	薬剤師会が連携するために同行させてほしい。→難しい。薬局名についても、情報提供はできない。	・日薬の自己点検表を活用できるように、チャート式の確認シートを作成し、薬局に配付する予定。 ・濫用防止対象のOTC医薬品で販売しているものをリスト化しチェックするように促す予定。 ・県薬のホームページを活用し、要指導医薬品・第1類医薬品販売の際、必要な様式をダウンロードできるように整備する予定。	
38	愛媛県	12月2日	薬務衛生課	対応内容のすり合わせその都度連絡終了	個別リストは提供できないとの返事。	会員薬局全体に対して制度の内容の確認と点検の実施を促した。	

令和2年度 医薬品販売制度における法令遵守に向けた都道府県業務主管課との連携した取り組みについて(全国版)

都道府県		業務主管課情報			業務主管課とのやり取りを受けて、		備考
No.	都道府県名	対応日	担当課	情報共有内容	やり取りの内容	薬剤師会の対応	
39	高知県	1月25日	医事業務課	実態把握調査で不遵守項目があった薬局及び店舗販売業に対する指導について	高知県においては、すべての指導対象薬局・店舗に対して立入り調査を行い、不遵守項目については改善を指導している。また、高知市(保健所政令市)においても対象全店舗に対して指導済であると聞いている。	今後とも、会員薬局・店舗販売業に対して医薬品販売制度における法令遵守の要請や情報提供を行うとともに、行政(高知県・高知市)と積極的な連携を図っていく。	
40	福岡県	11月27日	業務課	令和元年度医薬品販売実態把握調査において不遵守項目のあった薬局数及びその事例について	「不遵守項目のあった事例、不遵守項目の状況について確認させていただきたい」とお話し、左記の情報を共有させていただいた。	業務課から県内における不遵守項目の情報を入手。薬局の認識と調査内容にずれが生じている点を確認。地区薬剤師会を通して会員薬局に対し、県内における調査状況を示した上で、改めて日薬の点検表を活用しながら点検し、該当するところは改善するよう周知を行った。	調査内容と薬局の状況は、調査員の主観などもあり、ずれが生じていることが分かった。福岡県においては全国調査より遵守率が高めであることが分かった。
41	佐賀県	1月18日、1月27日	業務課	実態把握調査で不遵守項目があった薬局及びその薬局の情報について(個人が特定できないように処理した調査結果)	要指導医薬品及び第一類医薬品に関しては、佐賀県薬剤師会薬局業務委員会が販売制度の遵守を日頃よりアナウンスしていた結果、一定の効果があつたものと考えられる。その反面、第2類及び第3類医薬品の区分に対する注意が損なわれ全国平均を下回る結果となったと推察される。更に、濫用等のおそれのある医薬品の販売は、再度の県薬会員への徹底が必要との内容であった。	今回の結果、不十分であった第2類及び第3類医薬品のリスク分類別に区分することに注力するとともに、濫用等のおそれのある医薬品の販売について改善を行うように会員に対して通知文の発出を行った。	
42	長崎県	12月23日	長崎県福祉保健部業務行政室	令和元年度医薬品販売制度実態把握調査における調査薬局等の調査結果	県、市で行った実態把握調査対象33件の調査状況について情報を提供していただく。市で行った調査については県より状況を聴取いただき情報提供いただく。状況は調査から指導、指導後の検証まで行っているとのことであった。薬局が特定されない程度の指導内容について情報共有を図ることとした。薬剤師会から当会が実施した医薬品販売制度対応に関する自己点検の結果をお示した。	今回の調査について行政より不遵守の事項について状況確認と指導を行い、更に改善できているかの検証まで行われているとのことであったため、薬剤師会として個々の薬局への状況調査は行っていない。今年度行われた調査の結果、指導内容を当会で実施予定の一般薬に関する研修会や社会保険講習会等で情報提供し会員薬局の法令遵守を促す。	医薬品販売制度実態把握調査は薬局と店舗販売業が対象となるため、行政として会員薬局のみ抽出することは難しいとの反応であった。
43	熊本県	12月10日	業務衛生課	実態把握調査が行われた薬局数及び不遵守項目の内容	「会員の従事する薬局における不遵守項目を確認した。特に遵守できていない販売状況等を確認したい」と相談し、左記の情報を共有してもらった(会員の従事する薬局に限る)。	業務衛生課の情報を地域薬剤師会へ情報を提供。当該薬局に対し、日薬の自己点検表を活用しながら、業務衛生課の指導内容とともに確認を行った。	
44	大分県	3月22日	業務室	個人情報にあたるため、不遵守があった薬局等の情報の共有が難しいため、厚生労働省の調査報告書と、業務室より改善のあった薬局数の情報を活用する。	不遵守事項、薬局名などの情報共有は難しいが、不遵守事項の改善があった件数の共有していただく。	指導のあった薬局等の情報は個人情報となり、情報の共有が難しいため、厚生労働省発表の調査報告書より会員薬局全体へ会報等により不遵守事項の報告等を行う。	
45	宮崎県						今年度取り組みなし
46	鹿児島県	1月25日	鹿児島県くらし保健福祉部業務課麻薬係	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課宛の報告内容((1)から(5))及び各地域のごとの集計データ。	個別の事例については、情報共有できなかったが、濫用の恐れのある医薬品の販売については引き続き注意が必要との見解で一致した。	県薬講習会で鹿児島における実態把握調査の現状および濫用の恐れのある医薬品の販売に関する注意喚起を行った(R03/02/26)。	
47	沖縄県						今年度取り組みなし